

東教第1673号
平成29年12月14日

各市町教育委員会教育長
各市町立小・中学校長 } 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

平成30年4月1日付け昇給に係る勤務状況報告書の提出について（通知）

標記の件について、別添通知（平成29年12月5日付け教職第853号）による「1 提出先及び提出期限」の「教育事務所の定める日」については、下記のとおりです。

記

1 提出先及び提出期限

提出者	提出先	1回目提出期限	2回目提出期限
各市町立小・中学校	各市町教育委員会	平成30年1月12日(金)	平成30年2月16日(金)
各市町教育委員会	東部教育事務所	平成30年1月19日(金)	平成30年2月21日(水)

※電子メールでの提出は不可

2 留意点

- (1) 各回それぞれの基準日現在の状況について報告してください。
2回目の報告の基準日以降に変更が生じた場合は、随時報告してください。
- (2) 2回目の報告についても、全ての所属で提出が必要です。
 - 1回目の報告内容に変更がない場合 → 「該当なし」と記入して報告
 - 1回目の報告内容に変更がある場合 → 変更のある者のみを記入して報告
- (3) 出勤簿の写しに原本証明を受けたものを提出してください。
(A4判に縮小したものを提出すること)

総務・給与担当 戸来・関根
(昇給に関すること)
TEL 048-737-2727, 2726
FAX 048-737-2812